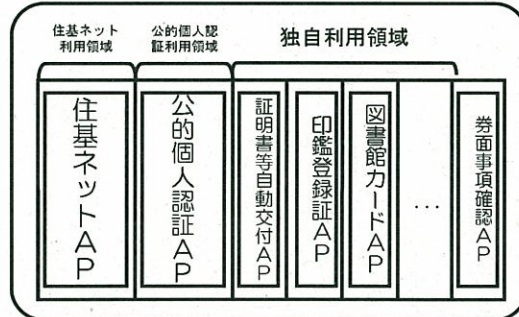


住民基本台帳カード

- ◎ 住民基本台帳カード（住基カード）は、住民基本台帳法に基づき、希望する住民に対して、各市区町村において交付されるICカード。



（ICチップ部分のイメージ）



- ① 日常生活での本人確認に使える。
⇒写真付きのものは、公的な証明書として利用できる。
（金融機関窓口、携帯電話契約時における本人確認）
- ② 市町村における本人確認に使える。
⇒住民票の写しの交付や転入等の際の本人確認。
全国どこでも住民票の写しが交付できる。
転入転出手続きで窓口へ行くのは転入時1回だけ。
- ③ インターネットを使った電子申請での本人確認に使える。
⇒電子申請に使われる電子証明書（公的個人認証サービス）の格納媒体になる。（例） e-Taxでの確定申告
- ④ 市町村内でワンカード化。
⇒証明書等自動交付、印鑑登録証、図書館カード等に利用できる。

住基カードの交付状況

全国の交付枚数は、累計約340万枚（H21.3.31現在）

（H20.3.31現在の累計交付枚数 約234万枚）

社会保障カード（仮称）の検討状況

○年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について
（平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会）（抄）

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。

○「社会保障カード」（仮称）とは、年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金記録等を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認できるものとして、厚生労働省に「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」を設置し、検討。

（総務省もオブザーバーとして検討に協力）

○同検討会では、「住基カードの利用については、既存のICカードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることが可能」とされたところ（H21.4.30「基本的な計画に関する報告書」）。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要

《改正概要》

① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

- ・ 転出・転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住民に関する事務処理の基礎とする
- ・ 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る

② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。

- ・ 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止
- ・ 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能

* ①に関して、法務省において、現行の外国人登録制度を廃止し、適法に在留する外国人に対して空港・港等で在留カードを発行する法改正を予定。

【外国人住民関係の改正内容】

1. 外国人住民に係る住民票を作成する対象者

- ・ 在留カード交付対象者（3月を超える中長期在留者）、特別永住者等

2. 外国人住民に係る住民票の記載事項

- ・ 氏名、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

3. 法務大臣からの通知

- ・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

4. その他

- ・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
- ・ 閲覧制度、記載事項証明書の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

《施行期日》

- ・ ①については、入管法等改正法の施行日（公布後3年程度の見込み）
- ・ ②については、公布の日から3年以内の政令で定める日